



# 農家が知っておきたいお金の話

西田 FP 事務所  
農業専門 FP 西田凌

● 著作権について

「農家が知りたいお金の話」(以下本冊子といいます)は、著作権で保護された著作物です。本冊子の著作権は発行者(西田 FP 事務所 代表 西田 凌)にあります。本冊子のご利用に際しては以下の点にご注意ください。

● 使用許諾契約

本契約は本冊子を入手した個人・法人(以下甲といいます)と発行者(以下乙といいます)との間で合意した契約になります。本冊子を甲が受取、開封することで甲はこの契約に合意したとみなします。

第1条 本契約の目的

乙が著作権を有する本冊子に含まれる情報を、本契約にもとづき甲が非独占的に使用する権利を承諾します。

第2条 禁止事項

本冊子に含まれる情報は、著作権法によって保護されています。甲は本冊子から得た情報を、書面による乙の事前許可を得ずに出版、講演活動や電子・WEB メディアによる配信等によって一般に公開することを禁止します。特に本冊子を第三者に渡すことを固く禁じます。甲は自らの事業や所属する会社および関連組織においてのみ本冊子に含まれる情報を利用できます。

第3条 損害賠償

甲が本契約の第2条に違反し、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対して違約金を請求する場合があります。

第4条 契約の解除

甲が本契約に違反したと乙が判断した場合には、乙は使用許諾契約書を解除することができます。

第5条 責任の範囲

本冊子の情報の利用の一切の責任は甲にあります。この情報を使って生じたいかなる損害も乙は一切の責任を負いません。

## もくじ

はじめに .....	4
社会保険 .....	5
1) 正しいルール「日本の社会保険は手厚い」 .....	5
2) 農家に関係する社会保険 .....	5
3) 国民年金の知っておきたい話 .....	6
4) 国民健康保険の知っておきたい話 .....	11
5) 介護保険の知っておきたい話 .....	13
6) 自営農家とサラリーマンの違い .....	17
おわりに .....	18
お問い合わせ .....	19

## はじめに

この特典では農家を目指す人やすでに農業を営んでいる人が知っておきたいお金の話を  
お伝えしています。

今回はお金の話をする上で欠かすことのできない「社会保険」についてです。

社会保険を知らずにはお金の話ができないといつても過言ではありません。

老後資金準備では国民年金、生命保険では国民健康保険といったように、社会保険は様々な分野で関係してきますので、まずはそういった話の基となる社会保険についての正しいルールや押さえておきたいポイントについてしっかりと確認していきましょう！

※今後この特典の内容を更新した場合、メルマガでバージョン UP したものをダウンロードできるように改めてご案内します。

## 社会保険

### 1) 正しいルール「日本の社会保険は手厚い」

日本の社会保険って皆さんどう思われますか？

社会保険って複雑だし、メディアから受ける年金などの印象はあまりよくないなという方も多いでしょう。

しかし、**実は日本の社会保険は皆さんが思っているよりも保障は手厚い**のです。これが社会保険の知りたい正しいルールになります。

では、その根拠は何かという話を社会保険の中身を確認しながら説明していきますね。

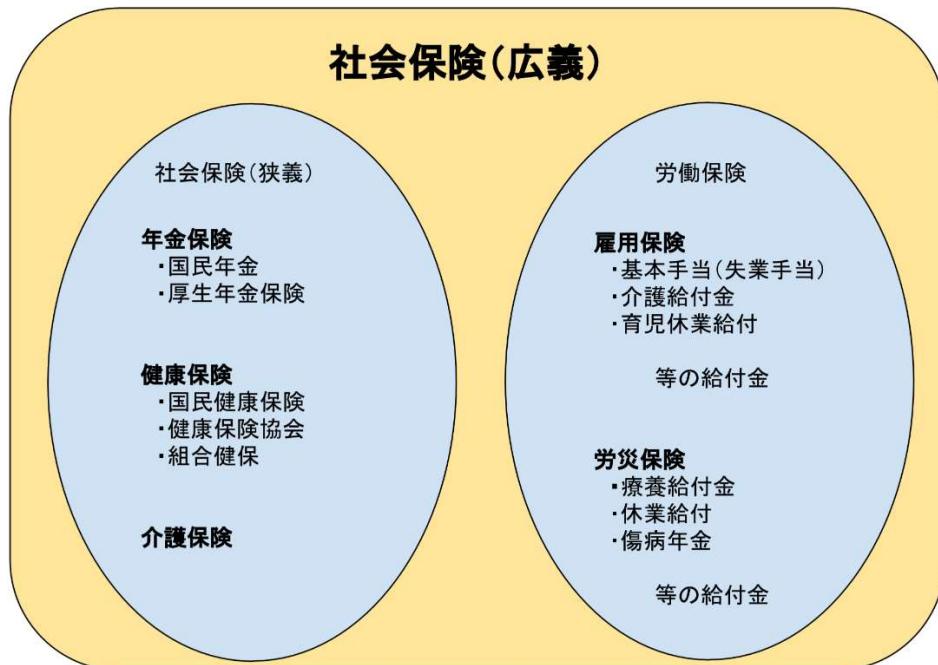
### 2) 農家に関係する社会保険

社会保険は一般的に以下の図のように大きくわけて

社会保険・・・年金、健康保険、介護保険

労働保険・・・雇用保険、労災保険

これらのものがあります。



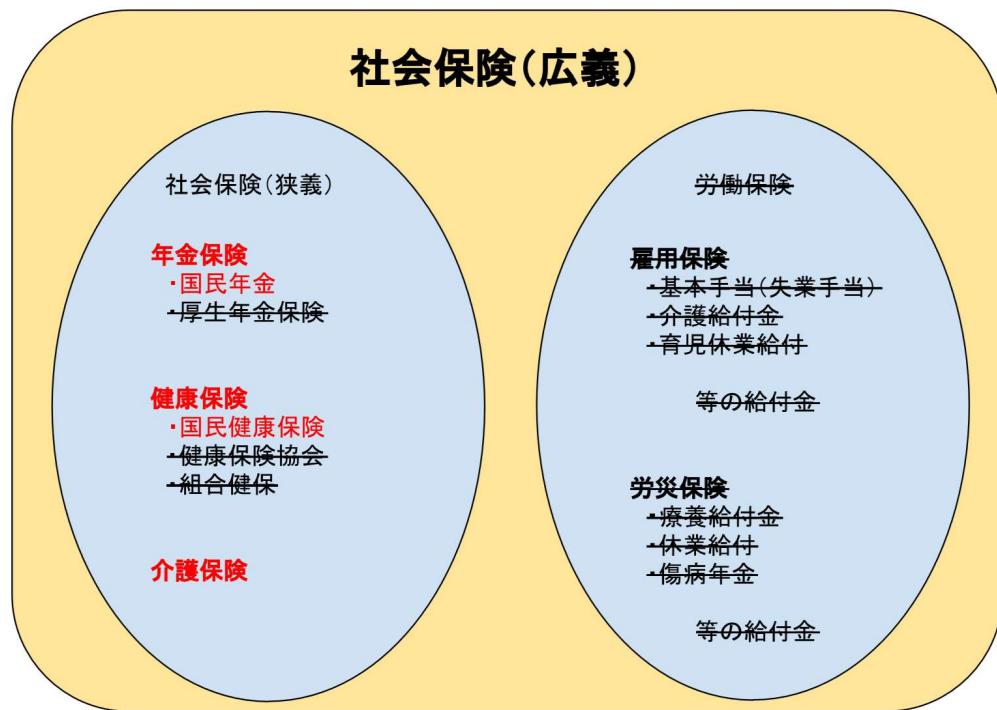
広い意味での社会保険と狭い意味での社会保険があり少し面倒ですが

特にあまり深く考えずに社会保険はこうやって分けられてるのか程度でとりあえず問題はありません。

しかし、人を雇うとなった時などはしっかり従業員さんの為に整備することはお忘れのないように！

今回は、個人や家族経営をされている「あなた」や「ご家族」に関係するものをお話していきます。

先ほどの社会保険の図のうち、自分や家族に関係する社会保険がこちら↓



赤い字の部分だけが関係してきますので

つまり

年金保険のうちの**国民年金**

健康保険のうちの**国民健康保険**

それと**介護保険**（40歳～）

以上の3つが自営農家さんに関係するものとなります。

これくらいだったら十分に把握できますよね！

※家族に扶養してくれる方がいれば健康保険協会も関係しますが、独立自営を前提でお話ししますので今回は抜きにします。

そして、日本の社会保険は手厚いという正しいルールを最初にお伝えしましたが  
いよいよここからその中身について触れていきます。  
沢山の保障があるのですが、特に知りたい話をそれぞれピックアップしてお伝え  
します。

### 3) 国民年金の知りたい話

年金のイメージは現役時代に年金保険料を支払い、老後に年金として受け取るものという  
イメージがあるかもしれません。  
これは「老齢基礎年金」と言われるものなのですが、実はこれ以外にも  
障害を負った時に受け取れる「障害基礎年金」と亡くなった時に遺族に支払われる「遺族基  
礎年金」の合計3つの支払い要件があります

#### 国民年金で受け取れる3つの年金

##### ① 老齢基礎年金

原則65歳になった時から受け取れる年金のことです。  
20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老  
齢基礎年金が支給されます。  
保険料を全額免除された期間の年金額は1/2(平成21年3月分までは1/3)となります  
が、保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。

受給金額

779,300円(満額)

H30年12月現在

参考：[老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法 | 日本年金機構](#)

例)

自営の個人農業を営む人が20歳から60歳まで国民年金の保険料を満額支払ったとした  
場合に、65歳になったら受け取れる老齢基礎年金の額は年間77万9,300円となります。

## ② 障害基礎年金

初診日より18カ月が経過した際に、所定の障害状態がある場合に障害の程度により障害基礎年金が支払われます。

自営業者の加入する国民年金の場合は障害等級が1級もしくは2級と認定された場合に障害年金が受け取れます、いずれも働けない状態となる程度とされています。

受給金額

**【1級】 779,300円×1.25+子の加算**

**【2級】 779,300円+子の加算**

H30年12月現在

※子の加算

第1子・第2子 各 224,300円

第3子以降 各 74,800円

参考：[障害基礎年金の受給要件・支給開始時期・計算方法 | 日本年金機構](#)

※詳しい認定基準や要件が気になる方は参考のリンク先にも記載がございますのでご覧ください。

例) 50歳の個人農業を営む方が病気で倒れ、1年半後も症状が回復せずに障害等級が2級と認定された場合に18歳未満の子供が1人いた場合に受け取れる障害基礎年金は年間100万3600円となります。

## ③ 遺族基礎年金

被保険者が亡くなった時に、遺族に支払われる年金です。

遺族基礎年金を受け取るのは子供がいる妻と子となり、子が18歳到達年度の末日（3月31日）まで支給されます。

受給金額

**779,300円+子の加算**

H30年12月現在

※子の加算 第1子・第2子 各 224,300円

第3子以降 各 74,800円

(注) 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの

年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。

参考：[遺族基礎年金（受給要件・支給開始時期・計算方法） | 日本年金機構](#)

※詳しい認定基準や要件が気になる方は参考のリンク先にも記載がございますのでご覧ください。

例) 40歳の個人農業を営む方が亡くなった場合、18歳未満の子供が1人いた場合に受け取れる遺族基礎年金は子が18歳になる年度末まで年間100万3600円となります。

## ワンポイント

年金の繰り下げ受給・・・国民年金は原則65歳になってから受け取れます、最高で70歳まで繰り下げて増額する事ができます。（受け取り開始は70歳以降でも可能ですが増額は70歳分までです）

1ヶ月単位で繰り下げができる、1ヶ月で**0.7%**年金受給額が増えます。（最高42%）受け取りの年金額を増やしたい方には便利な制度となっています。

例) 65歳で国民年金を75万円/年受給できる人が70歳まで受給を繰り下げた場合  
70歳時点での受け取れる年金額は

**75万** → **106万5千円** (42%増額)

となります。

反対に60歳まで繰り上げ受給もありますがその分受給額が減ってしまいますので生活費が無くどうしてもという場合は一部繰り上げなどを利用するようにしましょう。

## ワンポイント

社会保険料控除・・・国民年金は社会保険料控除の対象となり課税所得から支払った分を差し引く事ができます。ご夫婦で就農している場合等はご主人が経営者で収入も高く設定してある場合も多いので、ご主人が奥様の国民年金保険料を負担することでご主人の課税所得から所得控除ができるので、節税効果があります。

ただ、支払いは実際に負担したという事が前提ですので、奥様の口座から引き落としにしている場合などはご主人の所得控除（社会保険料控除）としては利用できませんので、面倒ですがコンビニ払いでご主人が支払う方が望ましいかと思われます。  
詳しくはお近くの税務署などにお問合せされると詳しく教えてくれます。

**付加年金**・・・国民年金に加入している人だけ（サラリーマンは不可）が利用できる、年金の上乗せ制度に付加年金というものがあります。

これは毎月の国民年金保険料に**400円/月**を上乗せして払っていきますが受け取りの際の計算は

**支払った月数 × 200円 = 付加年金として毎年受け取れる金額**  
となり、つまり2年で元が取れる年金上乗せ制度となっています。

例えば、30歳から60歳までの付加年金を支払った場合は30年間（360ヶ月）で14万円4000円（360ヶ月×400円）の付加年金の保険料を納めます。

それが受け取りの際には**7万2000円**（360ヶ月×200円）が毎年受け取れるようになります。

ですので2年で元が取れ、3年目以降はその分得をするというかなり優遇された制度となっています。

早めに入れば入るほどお得になりますので、まだ加入されていない方やこれから新規就農する方で厚生年金からの切り替えをされる方は手続きの際に必ず窓口の方に付加年金もしますとお伝えして下さい。

※国民年金基金や農業者年金に加入中の方は原則同時加入となりますので、既に加入されているはずです。

#### 4) 国民健康保険の知っておきたい話

病気で入院したら窓口で保険証を提示すれば治療費は3割の自己負担で済むというのは皆さんご存知の通りですが、皆さんのが加入する国民健康保険には「**高額療養費制度**」といものがあり、これは知っているのと知らないのでは大きな差がありますので覚えておかれても損はありません。

##### ・高額療養費制度

国民健康保険には高額療養費制度といって手厚い保障の仕組みがあります。これは病気やケガなどで病院に掛かった時の治療費の自己負担額が高額になった場合に収入に応じてその自己負担額に上限が掛かる制度のことです。

＜69歳以下の方の上限額＞

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

参考：[高額療養費制度を利用される皆さまへ | 厚生労働省](#)

例) 100万円の医療費で、窓口での負担が30万円となった場合(年収400万円の場合)

負担の上限額  $80,100\text{円} + (1,000,000\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\%$

**=87,430円 (実際の自己負担額)**

このように高額療養費制度により、治療費に関しては自己負担の上限があるのである程度の貯蓄があれば病気になった時の治療費についてそう過度に心配することはなくても大丈夫ということになります。

## ワンポイント

・治療が長期化した場合で12カ月以内に3回目以上該当した場合は4回目以降の自己負担限度額は「**多数該当**」となり自己負担金額がさらに下がります。

・1日から末日までにかかった医療費が該当するので、月をまたいで入院した場合は限度額の支払いは2回分となりますので、もし入院の予定が月末とかであれば少し先延ばしにしても問題無い場合は翌月の月初に入院するといったことも考えられます。

・高額療養費制度は基本的には支払った治療費の自己負担分は一度自分で治療費を支払いあとから申請により自己負担額を超えた分を国民健康保険から払い戻されるという仕組みになっているのですが、病院の窓口で「**限度額適用認定証**」と健康保険証と一緒に提示すれば窓口での支払いは自己負担限度額までとなりますので、一時的な大きな支払いは避けられます。

限度額適用認定証については国民健康保険の場合は各市町村の国民健康保険の窓口へ申請する形になりますので、もし自分やご家族が入院するとなった時にはこちらの準備もお忘れのないようにしましょう。

・健康保険が適応外の治療費や差額ベット代や食事代などの治療費以外の出費に関しては高額療養費制度の対象とはなりません。

## 5) 介護保険の知りたい話

介護保険は「介護費用負担の軽減」を目的とし、地方自治体が2000年から運営している制度です。

まだ歴史が浅いので、どんな場合に対象となりどんな保障があるのかというのをご存知無いという方も多いのではないでしょうか。

ひとまずは「誰が」「どんな保障を」受けられるかという点についてポイントをある程度は抑えておきましょう。

### 介護保険の被保険者（誰が）

介護保険の対象となる被保険者は次の2つの区分があります。

区分	名称	給付対象
第一号被保険者	65歳以上	要介護状態となった被保険者すべてが対象となる
第二号被保険者	40歳以上 65歳未満	特定疾病で要介護状態になった被保険者 (末期がん、脳出血、脳梗塞、パーキンソン病、糖尿病性腎症、慢性関節リウマチ 他) ※交通事故は対象外

この区分に該当する人が介護保険の被保険者となります。

### 介護保険の基本的な仕組み（どんな保障を）

介護保険は上記に該当する被保険者が介護状態となった場合に、その程度に応じて介護サービスが利用できます。

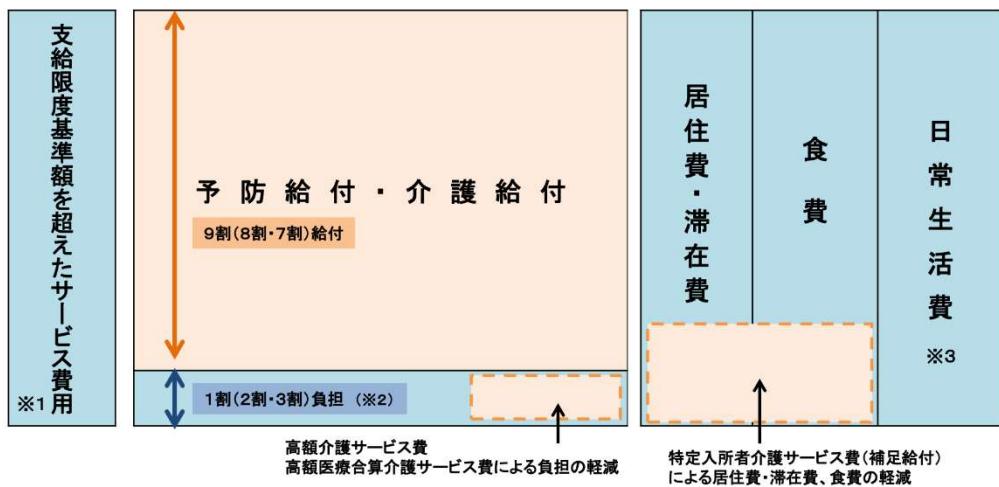
先に紹介した国民健康保険制度とも似ており、介護保険が適用となるサービスを利用した場合に、そのサービス料の1割が自己負担となる制度です。

※所得が高い人は自己負担が2~3割となります

※保険が適用しない部分については10割が自己負担となります。

・介護保険給付のイメージ図

青色の部分が自己負担となる部分になります。



※1 在宅サービスについては、要介護度に応じた支給限度基準額(保険対象費用の上限)が設定されている。

※2 居宅介護支援は全額が保険給付される。

「合計所得金額160万円」以上、かつ、「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」の場合は、2割負担となる。  
平成30年8月から、「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合463万円以上)」の場合は、3割負担となる予定。

※3 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。

(例:理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

13

厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」より一部抜粋

この他にも国民健康保険制度にある「高額療養費制度」のように、所得に応じて負担する上限額が設定されている「高額介護（介護予防）サービス費」というものもあります。

・高額介護（介護予防）サービス費

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で[公的年金等収入金額+合計所得金額]が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	○第1～3段階に該当しない者	世帯44,400円※1

厚生労働省「公的介護保険制度の現状と今後の役割」より一部抜粋

ただし、保険給付の自己負担分が対象となりますので  
先ほどの介護保険給付のイメージ図にある居住費・滞在費、食費、日常生活費などは  
この制度の対象とはなりません。

そして、もちろん国民健康保険制度と異なる仕組みもあり

- ① 介護状態によって利用できる範囲が決められている
  - ② 在宅サービスを受ける場合は上限額がある
- というものがあります。

特におさえておきたいのが

- ② 在宅サービスを受ける場合は上限がある です。

介護保険のサービスには大きく分けて

- ・自宅に住む人のためのサービス（居宅）
  - ・施設に入居するサービス施設（施設サービス）
- がありますが

自宅に住む人のためのサービス（居宅）の方は  
介護保険からの給付額に制限があります。

《介護度別・支給限度額（月間）》

介護度	給付限度額	1割負担額
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

基本的にはこの給付限度額の予算に応じて、ケアマネージャーがケアプランを作成していきます。

ただ、希望する場合は支給限度額を超えてサービスは受けられますが、その超過した分は

全額が自己負担となります。

### ワンポイント

- ・介護サービスを受ける際の担当窓口は市町村の役場となります。
- ・民間の介護保険のように介護状態で一律にいくら支払われるというわけではありませんので一緒になってしまわないように気を付けましょう。
- ・介護サービスの部分の自己負担は給付により軽減できるが、基本的な居住費や生活費などは当然自己負担になってくるので、自分の年金でどれだけカバーができるのかなどは確認しておく方がいいでしょう。
- ・「高額介護（介護予防）サービス費」で第1～3段階に該当する方は「負担限度額」という制度があり、さらに自己負担が少なくなります。  
世帯年収で適用できるかの判断がありますので、同居のご家族がいる場合は国民健康保険と同じ世帯にしておくか、それとも世帯分離にするかは国民健康保険料と介護サービスの自己負担額を比較しメリットのある方を選びます。  
※ただし、その他にも資産残高や世帯の配偶者の課税など細かい条件もありますので、詳しくはお近くの市町村役場にお問合せ下さい。

## 6) 自営農家とサラリーマンの違い

自営農家が加入する社会保険とサラリーマンが加入する社会保険には違いがあるというのは皆さんなんとなくご存知だと思いますが、最初にお伝えしたようにお金の話をする上で社会保険を知ることはとても大事になります。

特に、脱サラして新規就農するような方は抑えておきたいポイントになりますので  
今回はそれを比較しどんな違いがあるのか必ず知っておきたい点についてご説明したいと思います。

聞いたことがあるかと思いますが、社会保険については基本的には  
自営業者よりもサラリーマンの方が給付金の額や保障の種類というのは手厚いとされています。

自営業者とサラリーマンの社会保険制度の主な違い

自営農家		サラリーマン
国民年金のみ	年金	厚生年金に加入 国民年金との2階建て構造
国民健康保険に加入 ×傷病手当金が無い	健康保険	協会けんぽや組合の健康保険に加入 ○傷病手当金がある (就労不能時の所得補償制度)
×無し	雇用保険	失業手当、育児休業給付、介護休業給付 など
×無し	労災保険	労災保険制度

特に抑えておきたいのは自営農家はサラリーマンに比べ

- ・年金の支給額が少ない
  - ・傷病手当金が無い (就労不能時の所得補償制度)
- という所です。

年金額については、年金のパートでお伝えした「老齢」、「障害」、「遺族」年金の額に上乗せしてサラリーマンの場合は厚生年金が支払われます。

脱サラして新規就農する方は特に逆に今までよりも保障が下がるという事ですので  
サラリーマン時代よりも、万が一の時の死亡保障や就業不能リスクに備えておく必要性が  
サラリーマンに比べ自営業者の場合は高いといえます。

## おわりに

社会保険の正しいルールとして「日本の社会保障は手厚い」ということをお伝えしました。おそらくあまり聞きなれない言葉なども多くすぐに頭に入れるのは難しいでしょうけど最初にお話したように社会保険はお金の話をする上で必ず必要となる知識です。気になった時にでもこの特典を見直し、大事なところをその都度確認して頂ければと思います。

最後のサラリーマンとの比較では確かにサラリーマンに比べ保障は少ないので事実ですが、それでも日本の社会保険は自営農家でも基本的に手厚い保障はありますので、あとはこの正しいルールをしっかりと自分の家計に反映してあげる事でムリ、ムラ、ムダなくお金の準備やリスク対策をしていくことができれば、より安心した農業ライフが送れると思います。



最後までお読み頂きましてありがとうございました。  
なにかありましたら遠慮なくお気軽にお問い合わせください。

## お問い合わせ

農業専門ファイナンシャルプランナー  
西田 FP 事務所 代表  
西田 凌 (にしだ りょう)

### 【事務所住所】

佐賀県佐賀市早津江 763-2

HP URL <https://noukafp.net/>  
MAIL [info@noukafp.net](mailto:info@noukafp.net)  
facebook <https://www.facebook.com/noukafp/>

※電話番号はご請求時に遅延なく開示しております。

◆特定電子メール法に基づく表示

<https://noukafp.net/tokuden>